

議員提出議案第 5 号

川崎市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 3 年 6 月 2 4 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 竹 間 幸 一

〃 松 川 正二郎

川崎市議会基本条例の一部を改正する条例

川崎市議会基本条例（平成 21 年川崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「いう」を「いい、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む」に改める。

第 8 条第 1 号中「地方自治法第 2 条第 4 項に規定する基本構想に基づく」を削る。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、基本構想を議決事件に含めるため、この条例を制定するものである。